

## < 檀原市高齢者インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症予防接種 実施手順 >

令和8年度より75歳以上の方を対象に高用量インフルエンザワクチンが開始予定。  
国からの通知が届き次第、詳細をご案内いたします。

### [1] 接種前（予約時）

- ① 医療機関は、市民であることを確認できる本人確認書類を持参する旨伝える。
- ② 被接種者の住所、氏名、生年月日、連絡先を確認する。  
\* 檀原市に住民登録があるかを確認する。（転出日当日は接種不可）
- ③ 以下のいずれかの対象に該当するかチェックする。  
\* 65歳以上の者（誕生日の前日から接種可能）  
\* 60歳以上65歳未満であって、心臓、腎臓、若しくは呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者（心臓機能・腎臓機能・呼吸器機能の身体障害者手帳1級程度）及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者（心臓・腎臓・呼吸器の身体障害者手帳1級の写し、または接種基準に該当するという診断書が必要）

### [2] 接種当日

- ① 被接種者が来院したら住所、氏名、生年月日を確認する。  
\* 檀原市に住民登録があるかを本人確認書類と口頭で確認する。（転出日当日は接種不可）
- ② 接種当日時点で、生年月日等で対象者であることを確実に確認する。  
（本実施手順3ページおよび定期実施要領を参照）
- ③ 予診票の1枚目の説明書を本人に渡し、読んでもらう。
- ④ 自己負担額を徴収する。

高齢者インフルエンザの自己負担額 2,000円  
高齢者新型コロナウイルス感染症の自己負担額 4,500円  
※お間違いのないようお願いいたします。

※生活保護受給世帯・市民税非課税世帯に属する者は、自己負担金が減免される。

自己負担金減免の対象者は、予防接種前に健康増進課（保健センター）窓口又は電子申請・郵送申請で手続きを行ない、檀原市の「自己負担金減免決定通知書」のハガキを医療機関に提出されることで自己負担金は減免となる。（詳細は、基本事項4ページ「自己負担額及び自己負担金の減免措置に関する事項」を参照）

事前申請をしていない者は、医療機関で自己負担金を支払った後、健康増進課窓口で返金の手続きを受けることも可能だが、返金（指定口座への振込）は返金手続きを受付けてから2～3か月要することを十分に説明すること。このとき、返金に要する期間に納得が得られない場合は、事前申請を案内すること。

- ⑤ インフルエンザワクチンまたは新型コロナワクチンについて、③で渡した市からの説明書を読んだか、内容を十分に理解したかどうかを必ず確認する。また、予防接種健康被害救済制度について説明する。

- ⑥ 接種不相当者及び、接種要注意者でないかを含め確認する。
- ⑦ 診察前に体温を測定し、測定時間と共に予診票に記入する。
- ⑧ 予診票のすべての項目にチェック（レ印）を入れ、記入もれは確認し必ず記入する。診察（視診及び聴打診）の結果、医師の署名（記名押印可）をする。  
\*サインはフルネーム。（鉛筆・消えるボールペン不可）

1) 接種可能な場合

「可能」に○印をつけて医師の署名（記名押印可）をする。その後、被接種者に「接種を希望します」の欄へ○をつけてもらい、署名をもらった後、接種を行う。

2) 接種を見合わせた場合

「見合わせる」に○印をつけて、見合わせた理由を予診票に記入のうえ医師の署名（記名押印可）をする。「見合わせる」になった場合も被接種者に「接種を希望しません」の欄へ○をつけてもらい、被接種者自署欄上部空白部へ「見合わせします」と書いて、被接種者の署名を記入してもらう。

\*署名の代筆については、家族又はかかりつけ医の協力により対象者本人の意思を確認できた場合は、家族又は入所施設職員の代筆が可能。（万一、健康被害が起こった場合、代筆者への事情確認が生じる場合がある。）

代筆の場合は、被接種者自署欄および代筆者自署欄の両方に記入が必要。

\*本人の同意が得られない場合は、接種できないことに留意すること。

### [3] 接種終了後

予診票に、接種年月日、ワクチン名、ロット番号、有効期限、接種量等を記入し、接種医療機関印又は接種施設印を押印する。予診票の4枚目（③本人控）を本人に渡し、再発行不可のため大切に保管するよう伝える。